

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	みよし市

みよし市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 市民経済部産業振興課
所 在 地 みよし市三好町小坂 5 0 番地
電 話 番 号 0561-32-8015
F A X 番 号 0561-34-4189
メールアドレス sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、ハクビシン、 アライグマ、ヌートリア、スズメ、 カワラバト、キジバト、ハシブトガラス、 ハシボソガラス、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	みよし市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ (令和5年度)	稲	721 千円	63.55 a
	果樹	13 千円	0.60 a
	いも類	7 千円	0.30 a
	小計	741 千円	64.45 a
タヌキ (令和5年度)	豆類	12 千円	0.30 a
	雑穀	1 千円	0.10 a
	果樹	9 千円	0.10 a
	小計	22 千円	0.50 a
ハクビシン	果樹	267 千円	3.00 a
アライグマ	果樹	231 千円	3.00 a
ヌートリア	稲	1 千円	0.14 a
獣 類 計		1,262 千円	71.09 a
スズメ	稲	3 千円	0.28 a
ハト	果樹	3 千円	0.04 a
カラス	豆類	3 千円	0.08 a
	果樹	2,735 千円	25.39 a
	小計	2,738 千円	25.49 a
ムクドリ	果樹	58 千円	0.66 a
ヒヨドリ	果樹	15 千円	0.20 a
キジ	野菜	3 千円	0.02 a
鳥 類 計		2,820 千円	26.69 a
合 計		4,082 千円	97.78 a

(2) 被害の傾向

【イノシシ】 ○被害の発生時期

<p>水稲・果樹・いも類ともに6月から9月ごろに被害が発生している。</p> <p>○被害の発生場所 市内北部（豊田市との市境）で目撃情報が出ている。被害は市内北部の黒笹町・福谷町で発生しており、水田の畔を掘り起こしたり、水稲を倒したり、いも類、果樹、野菜の被害もある。</p> <p>○被害地域の増減傾向 令和5年度は1頭、令和6年度は3頭であった捕獲数が、令和7年度は12月時点で1頭であり、ほぼ横ばいと推察される。</p> <p>【中型獣類（タヌキ・ハクビシン・アライグマ・ヌートリア）】</p> <p>○被害の発生時期 果樹は収穫前、収穫時の被害が多く、水稲は夏頃に被害が発生している。</p> <p>○被害の発生場所 北部から中心部にかけて市内全域で、果樹を中心に被害が出ている。</p> <p>○被害地域の増減傾向 アライグマが市内で目撃されることもあり、生息数は不明だが、被害の傾向や目撃例などから、増加傾向であると推察される。</p> <p>【カラス】</p> <p>○被害の発生時期 果樹・豆類ともに収穫時の被害が多い。</p> <p>○被害の発生場所 市内全域で被害が出ている。</p> <p>○被害発生を増減傾向 ほぼ横ばいだと推測される。</p> <p>【その他鳥類（スズメ、ハト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ）】</p> <p>○被害の発生時期 果樹・野菜は収穫時の被害が多く、水稲は収穫前の夏頃の被害が多い。</p> <p>○被害の発生場所 市内全域で被害が出ている。</p> <p>○被害発生を増減傾向 ほぼ横ばいだと推測される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシン （令和5年度）	741 千円 64.45 a	719 千円 62.52 a
中型獣類	521 千円	505 千円

	6. 64 a	6. 44 a
カラス	2, 738 千円 25. 49 a	2, 656 千円 24. 73 a
その他鳥類	82 千円 1. 20 a	80 千円 1. 16 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	[有害鳥獣捕獲等業務委託] ・ 猟友会への有害鳥獣捕獲等業務委託による捕獲。 ・ イノシシ檻の見回り、餌付け ・ 銃と箱わなでの鳥類の駆除。 ・ 農業者から依頼があれば、現場確認後、箱わなの設置を行い、捕獲に取り組んでいる。	・ 従事者の高齢化、担い手不足で今後の委託が困難になってきている。 ・ 農地と住宅地が近いため、誤って入った場合に住民がけがをする危険性を考え、くくりわなを使用できない。
防護柵の設置等に関する取組	[鳥獣被害防止対策事業補助金] ・ 農業者・農業者団体が必要に応じて防護柵を設置。それに対し、経費の一部を補助している。	・ 毎年数件の申請はあるが、補助額の上限は経費の2分の1で、個人農業者は最大5万円、農業者団体は最大10万円である。そのため、大規模な防護柵を設置しようとしても、補助割合が低いことから、現実的に難しいのが現状である。 ・ 追上げ・追払い活動については行っていない。
生息環境管理その他の取組	・ 鳥獣被害調査による被害状況の把握。	・ すべての被害を把握できていないわけではない。 ・ 緩衝帯の設置や放任果樹の除去等については行っていない。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ みよし猟友会への有害鳥獣捕獲等業務委託による捕獲の継続。 ・ カラスの箱わなの設置。 ・ イノシシ用の檻の設置。 ・ 鳥獣被害状況確認のためのアンケート実施。 ・ 担当職員の狩猟免許（わな猟）の取得、知識の習得。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(全体)

- ・ 豊田市猟友会みよし支部へ有害鳥獣捕獲を委託し捕獲を実施する。
- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、鳥侵入防止網の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し（申請額の2分の1を補助）、農地への整備を促進する。

【イノシシ】

- ・ イノシシ檻を市内北部に設置。
- ・ 猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲檻を設置。
- ・ 6月から10月、12月から2月に見回り及び餌やり、捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託する。

【中型獣類】

- ・ 農業者から依頼があれば、農地を確認した後、猟友会の協力のもと箱わなを設置し、見回りを依頼する。
- ・ 捕獲した中型獣類の処理は猟友会に委託する。

【カラス】

- ・ 5月から2月に三好町の工場内に箱わなを設置し、駆除活動を実施する。

【カラス・その他鳥類】

- ・ 7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、平成・三好下・東山地区で、猟友会の狩猟免許（銃猟）保持者に依頼し駆除活動を実施する。
- ・ 7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、明知地区で、猟友会の狩猟免許（網猟）保持者に依頼し駆除活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ヌートリア スズメ ハト カラス ムクドリ ヒヨドリ キジ	・ 農業者に対する箱わな（中型獣）の貸し出し。 ・ 市内の生息数を減らすため、繁殖可能な成獣の捕獲に努める。
----------------------	--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・ 捕獲実績は横ばい状態が続いており、生息状況もほぼ横ばいと推察されることから、前期計画と同等とする。中型獣類は、生息状況は増加傾向であると推察されるが、被害状況はほぼ横ばいであることから、前期計画と同等とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ムクドリ	200	200	200
カワラバト	160	160	160
ヒヨドリ	100	100	100
ハシボソカラス	90	90	90
ハシブトカラス	90	90	90
キジバト	20	20	20
スズメ	300	300	300
カルガモ	40	40	40
カラス(ハシボソ・ハシブト)の卵	20	20	20
キジ	20	20	20
アライグマ	10	10	10
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	5	5	5
ヌートリア	10	10	10
イノシシ	6	6	6

捕獲等の取組内容
【イノシシ】

猟友会の狩猟免許（わな猟）保持者に依頼し、市所有の捕獲檻を市内北部に設置。6月～10月、12月～2月に見回り及び餌やり、捕獲したイノシシの処理を猟友会に委託する。

○捕獲実績

令和5年：1頭、令和6年：3頭、令和7年：1頭
（令和7年12月現在）

【中型獣類】

農業者から依頼があれば、農地を確認した後、猟友会の協力のもと箱わなを設置する。捕獲した中型獣類の処理は猟友会に委託する。

【鳥類】

5月～2月に市所有の箱わなを使用し、三好下でカラスの捕獲を行う。また、7月、8月（お盆期間を除く）、10月に週3回、平成・三好下・東山地区で、猟友会の狩猟免許（銃猟）保持者に依頼し駆除活動を行う。

【捕獲計画数について】

捕獲従事者の人数が増えない限り増加できない。捕獲従事者数を増やすために、農家に狩猟免許（わな猟）等を取得するよう周知に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし。

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
みよし市	愛知県事務処理特例条例に基づき、鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ 中型獣類 鳥類	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。	電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置に対して、鳥獣被害防止対策補助金を交付し、農地への整備を促進する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ 中型獣類 鳥 類	<ul style="list-style-type: none"> ・管理と補修は原則的に各戸で実施する。 ・鳥獣被害防止対策補助金による侵入防止柵の普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理と補修は原則的に各戸で実施する。 ・鳥獣被害防止対策補助金による侵入防止柵の普及拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理と補修は原則的に各戸で実施する。 ・鳥獣被害防止対策補助金による侵入防止柵の普及拡大

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ 中型獣類 鳥 類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害調査による被害状況の把握 ・必要に応じた未収穫農作物の放置回収の指導

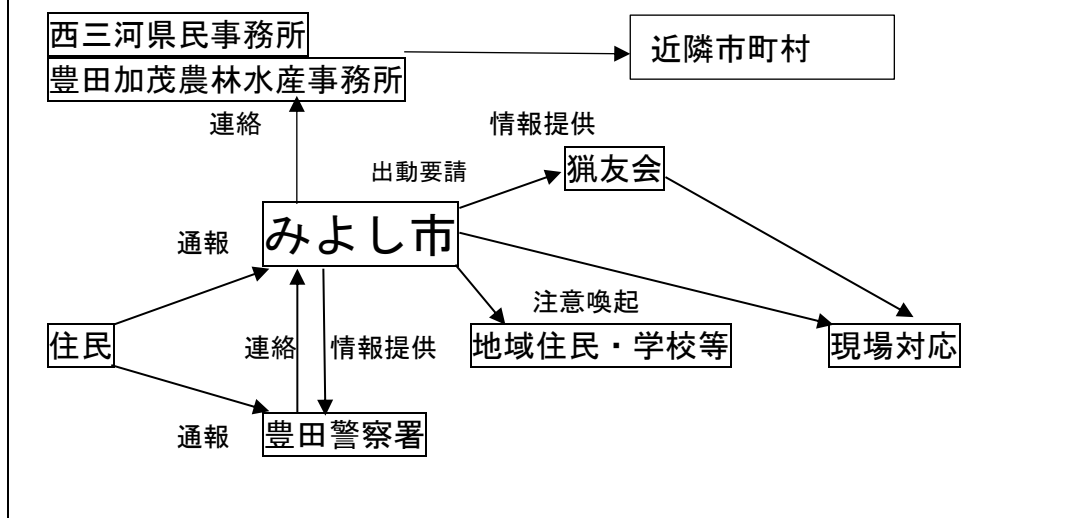
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みよし市	住民からの通報を受けて、猟友会・警察署との連絡調整及び地域住民・学校等への周知
愛知県豊田加茂 農林水産事務所農政課 愛知県西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	市からの情報を受けての助言及び他市町村への情報提供
豊田市猟友会みよし支部	市からの出動要請を受けての現場対応
愛知県豊田警察署	住民からの連絡を受けて市への連絡、また状況に応じて現場への出動、住民への情報喚起、避難指示等

(2) 緊急時の連絡体制

住民からの勤務時間外の通報に対しては、宿日直者に緊急連絡先（産業課農政担当者）を明らかにしておく



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設等において、原則焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。
ペットフード	適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。
皮革	適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	適切な処理加工施設がないため、利用予定なし。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	設置していない。
--------	----------

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西三河県民事務所	鳥獣被害対策に関する助言・指導
豊田加茂農林水産事務所	鳥獣被害対策に関する助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現段階で、協議会及び実施隊の設置予定はないが、今後、必要に応じて設置の措置を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、市域界での鳥獣被害の発生に対し、隣接市町と連携した被害防止施策の実施を検討する必要がある。
--